

漁業特定技能協議会・養殖業分科会の運営規則

漁業特定技能協議会運営要領(平成31年3月27日付け漁業特定技能協議会決定第1号。以下「運営規則」という。)第8条第4項の規定に基づき、漁業特定技能協議会・養殖業分科会(以下「養殖業分科会」という。)の運営規則を次のとおり定める。

(会長)

第1条 養殖業分科会に会長を置く。

- 2 会長は、水産庁増殖推進部裁培養殖課長とする。
- 3 会長は、養殖業分科会を代表し運営統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。

(副会長)

第2条 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合には、その職務代行する。

(養殖業分科会の開催)

第3条 養殖業分科会の開催は以下のとおりとする。

- 一 養殖業分科会は、会長が必要に応じて招集し、その議長を務める。
- 二 会長は、事前に十分な時間的余裕をもって、漁業特定技能協議会(以下「協議会」という。)の構成員(運営要領第3条第1号に規定する構成員(以下「1号構成員」という。)を除く。)に養殖業分科会の開催を通知するとともに、議題案を含む会議資料を事前に送付する。
- 三 養殖業分科会の構成員以外の協議会の構成員は、養殖業分科会に参加することができる。
- 四 養殖業分科会の構成員は、所属する養殖業の1号構成員を代表して、委員として分科会に出席する。
- 五 会長は、必要に応じて、養殖業分科会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 六 やむを得ない事由により養殖業分科会を開催できない又は議事が軽易である等の場合には、会長は議事の内容を記載した書面(電子メールを含む。)を構成員に送付し、その意見を聴取し又は賛否を問うた上で、全ての構成員の了承をもって会議の議事に代えることができる。

(事務局)

第4条 養殖業分科会の事務局は、水産庁が担当し、その庶務を処理する。

(養殖業分科会の協議事項の取扱い)

第5条 養殖業分科会は、その協議の結果を協議会に報告するものとする。

(議事の公開等)

第6条 会議は、原則として非公開とするが、決定事項、会議資料及び議事要旨を公表する。

(運営規則の改正)

第7条 本運営規則の変更は、養殖業分科会での協議により行うものとする。

2 本運営規則に定めるものほか、養殖業分科会の運営に必要な事項は、会長が養殖業分科会に諮って定める。